

改正	平成 6 年 4 月 28 日規則第 25 号	平成 6 年 9 月 30 日規則第 47 号
	平成 7 年 3 月 31 日規則第 32 号	平成 7 年 5 月 31 日規則第 41 号
	平成 7 年 11 月 1 日規則第 58 号	平成 8 年 3 月 29 日規則第 26 号
	平成 8 年 4 月 30 日規則第 46 号	平成 8 年 7 月 12 日規則第 59 号
	平成 8 年 10 月 28 日規則第 74 号	平成 9 年 3 月 31 日規則第 29 号
	平成 9 年 7 月 14 日規則第 48 号	平成 9 年 10 月 27 日規則第 64 号
	平成 10 年 7 月 10 日規則第 66 号	平成 11 年 12 月 10 日規則第 60 号
	平成 13 年 3 月 30 日規則第 57 号	平成 15 年 2 月 19 日規則第 6 号
	平成 15 年 10 月 27 日規則第 63 号	平成 17 年 3 月 31 日規則第 37 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、[品川区立区民住宅条例](#)（平成 5 年品川区条例第 34 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則において使用する用語は、[条例](#)において使用する用語の例による。

(申込者の資格要件)

第 3 条 [条例第 4 条第 1 項](#)第 4 号に規定する入居所得基準は、使用申込みをした日において、20 万円以上 60 万 1,000 円以下とする。

2 [条例第 4 条第 3 項](#)第 1 号に規定する年齢要件は、使用申込みの際、50 歳未満であることとする。

3 [条例第 4 条第 3 項](#)第 2 号に規定する中小企業は、[中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）](#)[第 2 条](#)各号に掲げるものとする。

4 [条例第 4 条第 3 項](#)第 4 号に規定する入居所得基準は、使用申込みをした日において、20 万円以上 60 万 1,000 円以下とする。ただし、所得の額が当該基準の下限額に満たない場合であっても、所得の上昇が見込まれるときは、区長は、その所得の額が当該基準の範囲内であるとみなすことができる。

1・2項...一部改正〔平成6年規則47号〕 3項...一部改正〔平成7年規則58号・8年46号〕 見出...全部改正・1・2項...削除・3項...一部改正・繰上〔平成9年規則29号〕 見出...全部改正・2-4項...追加〔平成9年規則64号〕 2項...一部改正〔平成11年規則60号〕

(使用申込書等)

第4条 [条例第5条](#)の規定により区民住宅を使用しようとする者は、使用申込書([第1号様式](#))を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申込書のほか、使用申込者またはその世帯員に関し、次に掲げる書類を提示または提出させることができる。

- (1) 住民票の写し
- (2) 在勤証明書
- (3) 現に居住する賃貸住宅の賃貸借契約書
- (4) 市区町村民税の納税証明書
- (5) その他区長が必要と認める書類

2項...一部改正〔平成6年規則47号〕

(公募の公告)

第5条 [条例第5条第2項](#)に規定する公募は、区民住宅の名称、所在地、構造および規模、募集戸数、使用申込者の資格、使用料、使用者負担額、申込期日その他必要な事項を区の広報紙に掲載する方法等により行うものとする。

(当選率の優遇)

第5条の2 [条例第7条第2項](#)の規定により抽選の際に当選率を優遇することができる場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 使用申込みの日において、使用申込者に、現に同居し、または同居しようとする親族の中に18歳未満の子が1人または2人いるとき。一般の使用申込者のおおむね3倍
- (2) 使用申込みの日において、使用申込者に、現に同居し、または同居しようとする親族の中に18歳未満の子が3人以上いるとき。一般の使用申込者のおおむね5倍

本条...追加〔平成6年規則47号〕 一部改正〔平成7年規則32号・9年29号〕

(連帯保証人の資格等)

第6条 [条例第8条第1項](#)第1号に規定する連帯保証人は、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- (1) 日本国内に住所を有する者であること。
- (2) 独立の生計を営む者であること。
- (3) 確実な保証能力を有する者であること。

2 使用者は、連帯保証人が死亡したときまたは前項の要件を欠いたときその他連帯保証人の変更を要するときは、新たに連帯保証人を定めて、連帯保証人変更届([第2号様式](#))を区長に提出しなければならない。

1 項...一部改正〔平成 8 年規則 26 号・13 年 57 号〕

(請書)

第 7 条 [条例第 8 条第 1 項](#)第 1 号に規定する請書は、[第 3 号様式](#)による。

(使用許可書の交付)

第 8 条 [条例第 8 条第 2 項](#)の規定による区民住宅の使用許可は、使用許可書 ([第 4 号様式](#)) を交付して行う。

(使用開始延期申請)

第 9 条 使用者がやむを得ない事由により[条例第 8 条第 3 項](#)に規定する期間内に区民住宅の使用を開始することができないときは、使用開始延期承認申請書 ([第 5 号様式](#)) を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用料)

第 10 条 [条例第 9 条第 1 項](#)に規定する区民住宅の使用料は、[別表第 1](#) および [別表第 2](#) のとおりとする。

本条...一部改正〔平成 15 年規則 6 号〕

(使用料変更の通知)

第 11 条 区長は、[条例第 9 条第 2 項](#)の規定により区民住宅の使用料を変更するときは、その時期および額その他必要な事項を使用者に通知する。

(使用者負担額の算定方法)

第 12 条 [条例第 11 条](#)に規定する使用者負担額の算定方法は、次のとおりとする。ただし、使用者負担額は、当該区民住宅の使用料を上回るときは、その使用料と同額とする。

(1) 当該区民住宅の管理開始日から最初の 1 年を経過した日 (以下「基準日」という。) の前日までの使用者負担額 (以下「当初使用者負担額」という。) は、[特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令 \(平成 5 年政令第 255 号\) 第 2 条](#)第 1 号および第 2 号の規定に基づき国土交通大臣が定める算定方法 (以下「基準算定方法」という。) により算出した[別表第 3](#)または[別表第 4](#)に定める額とし、その後の使用者負担額は、管理開始日から 5 年を経過した日 (以下「新基準日」という。) 前にあっては当初使用者負担額に管理開始日からの満経過年数を指数とする 1.035 のべき乗を乗じて得た額 (100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) とし、新基準日以後にあっては当初使用者負担額に 4 を指数とする 1.035 のべき乗および管理開始日からの満経過年数から 4 を減じた数を指数とする 1.03 のべき乗を乗じて得た額 (100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) とする。ただし、次号から第 4 号までに該当する場合を除く。

(2) 当該区民住宅の基準日またはその翌年以降の基準日と同日 (以下「基準日等」という。) において、使用者の所得の変動により、異なる所得の区分に移行した者の使用者負担額は、移行後の所得の区分に応じ前号の規定により算出した額 (以下「移行後使用者負担額」という。) とする。ただし、上位の所得の区分に移行した者の使用者負担額は、移行後使用者負担額と移行前の所得の区分に応じ前号の規定により算出した額 (以下「移行前使用者負担額」という。)

との差額に対して、異なる所得の区分に移行した日（以下「所得移行日」という。）から1年間にあっては4分の3、所得移行日から1年を経過した日から1年間にあっては2分の1、所得移行日から2年を経過した日から1年間にあっては4分の1をそれぞれ乗じた額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を移行後使用者負担額から減じたもの（以下「第2号ただし書の使用者負担額」という。）とする。

(3) 前号の規定にかかわらず、使用者の所得の変動により、上位の所得の区分に移行したことに伴い、前号ただし書の規定により使用者負担額を定める期間において、更に上位の所得の区分に移行した場合は、第2号ただし書の使用者負担額を移行前使用者負担額とみなして、前号ただし書の規定により使用者負担額を定めるものとする。

(4) 基準日等において所得が60万1,000円を超える者の使用者負担額は、使用料と同額とする。ただし、当該基準日等から1年間にあっては、使用料と所得が当該基準日等において60万1,000円を超えなかったものとして、前3号の規定により算出した額との差額の2分の1を移行前使用者負担額に加えた額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、[別表第2](#)に掲げる区民住宅の使用者負担額の算定方法は、次のとおりとする。

(1) 当該区民住宅の管理開始日から15年を経過した日の前日までの使用者負担額は、当該区民住宅の使用料に基準算定方法により算出した当初の使用者負担基準額を加えた額に2分の1を乗じた[別表第5](#)に定める額とする。

(2) 基準日等において、使用者の所得の変動により、異なる所得の区分に移行した者の使用者負担額は、移行後の所得の区分に応じた使用者負担額とする。

(3) 基準日等において所得が60万1,000円を超える者の使用者負担額は、使用料と同額とする。

(4) 当該区民住宅の管理開始日から15年を経過した日以後の使用者負担額は、使用料と同額とする。

*本条...一部改正〔平成7年規則58号・8年46号・9年29号・10年66号〕1項...
一部改正・2項...追加〔平成15年規則6号〕*

（助成申請書）

第13条 [条例第12条](#)に規定する助成申請書は、[第6号様式](#)による。

（助成決定通知書）

第14条 [条例第13条第2項](#)に規定する助成の決定の通知は、助成決定通知書（[第7号様式](#)）による。

（日割り計算の方法）

第15条 [条例第14条第3項](#)に規定する使用料等の日割計算の方法は、1月を30日として計算する。この場合において、計算した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

本条...一部改正〔平成7年規則32号〕

（使用料等の減免の割合等）

第16条 [条例第15条第2項](#)の規定により区長が使用料等を減額し、または免除する場合の割合は、

次のとおりとする。

- (1) [条例第15条第1項](#)第1号または第3号に該当する場合で、区長が認定した損害等の額を所得から控除した額が6万5,000円以下のとき 別に定める減額または免除の割合
 - (2) [条例第15条第1項](#)第2号に該当する場合で、区民住宅の全部が使用できなかったとき 30日分の使用できなかった日数
 - (3) [条例第15条第1項](#)第2号に該当する場合で、区民住宅の一部が使用できなかったとき 30日分の使用できなかった日数の2分の1
- 2 前項第1号の規定により行う使用料等の減額または免除の期間は、1年を超えない範囲内で区長が認める期間とする。

1項...一部改正〔平成7年規則32号〕

(使用料等の徴収猶予の期間)

第17条 [条例第15条第2項](#)に規定する使用料等の徴収猶予の期間は、6月を超えない範囲内で区長が認める期間とする。

(使用料等の減免および徴収猶予)

第18条 区民住宅の使用料等の減額もしくは免除または徴収猶予を受けようとする者は、使用料等減額・免除・徴収猶予申請書([第8号様式](#))を区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の申請があったときは、減額等の可否および期間を決定し、使用料等減額・免除・徴収猶予承認(不承認)通知書([第9号様式](#))により通知する。

(同居の許可)

第19条 [条例第21条](#)第1号の規定により同居の許可をする場合(当該区民住宅の居住室の床面積の合計を使用者の世帯員数と同居しようとする者との合計で除した商が、3.3平方メートル未満の場合を除く。)の基準は、次のとおりとする。

- (1) 同居しようとする者が、使用者または使用者の配偶者の三親等内の血族であるとき。
 - (2) その他特別の事情があるとき。
- 2 [条例第21条](#)第1号の規定により使用許可を受けた世帯員以外の者を同居させようとする使用者は、同居許可申請書([第10号様式](#))を区長に提出しなければならない。ただし、単身者向け住宅として設置した区民住宅(以下「単身者向け住宅」という。)には、使用者以外の者を同居させることはできない。
- 3 区長は、前項の申請があったときは、その可否を決定し、同居許可(不許可)通知書([第11号様式](#))により通知する。

2項...一部改正〔平成9年規則64号〕

(世帯員および氏名変更届)

第20条 使用者は、使用者または使用許可を受けた親族(前条第3項の規定により同居の許可を受けた者を含む。)に出生、死亡または転出の事実があったときは、速やかに世帯員変更届([第12号様式](#))を区長に提出しなければならない。

- 2 使用者は、婚姻その他の理由によりその氏名を変更したときは、速やかに氏名変更届([第13](#)

[号様式](#))を区長に提出しなければならない。

(一時不在の許可)

第 21 条 [条例第 21 条](#)第 2 号の規定により区民住宅を 1 月以上使用しない使用者は、一時不在許可申請書 ([第 14 号様式](#)) を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、その可否を決定し、一時不在許可(不許可)通知書 ([第 15 号様式](#)) により通知する。

(模様替え等の許可)

第 22 条 [条例第 21 条](#)第 3 号の規定により区民住宅の模様替えその他の工作を加えようとする使用者は、模様替許可申請書 ([第 16 号様式](#)) を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、その可否を決定し、模様替許可(不許可)通知書 ([第 17 号様式](#)) により通知する。

(用途一部変更の許可)

第 23 条 [条例第 21 条](#)第 4 号の規定により区民住宅の一部を住宅以外の目的に使用しようとする使用者は、用途一部変更許可申請書 ([第 18 号様式](#)) を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、その可否を決定し、用途一部変更許可(不許可)通知書 ([第 19 号様式](#)) により通知する。

(使用権承継の申請)

第 24 条 [条例第 22 条](#)の規定により区民住宅の使用の権利を承継しようとする者は、使用権承継許可申請書 ([第 20 号様式](#)) を区長に提出しなければならない。ただし、単身者向け住宅の使用の権利は、承継することができない。

2 区長は、前項の申請があったときは、その可否を決定し、使用権承継許可(不許可)通知書 ([第 21 号様式](#)) により通知する。

1 項...一部改正〔平成 9 年規則 64 号〕

(住替えの申請)

第 24 条の 2 [条例第 22 条の 2](#)に規定する区民住宅の住替えのうち、同条第 1 号の規定により他の区民住宅に入居すること(以下「住宅変更」という。)を希望する使用者は住宅変更許可申請書 ([第 21 号様式の 2](#)) を、同条第 2 号の規定により区民住宅を相互に入れ替わること(以下「住宅交換」という。)を希望する使用者は住宅交換許可申請書 ([第 21 号様式の 3](#)) をそれぞれ区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、その可否を決定し、住宅変更の場合は住宅変更許可(不許可)通知書 ([第 21 号様式の 4](#)) により、住宅交換の場合は住宅交換許可(不許可)通知書 ([第 21 号様式の 5](#)) によりそれぞれ通知する。

本条...追加〔平成 15 年規則 6 号〕

(返還届)

第 25 条 [条例第 23 条](#)の規定により区民住宅を返還しようとする者は、返還届 ([第 22 号様式](#)) を区長に提出しなければならない。

(検査員証)

第 26 条 [条例第 25 条第 3 項](#)に規定する検査員証票は、[第 23 号様式](#)による。

(駐車場使用申込者の資格)

第 27 条 駐車場の使用申込者 (以下「駐車場申込者」という。) は、次に掲げる要件を備えている使用者とする。

- (1) 自己 (世帯員を含む。) の自動車 ([自動車の保管場所の確保等に関する法律 \(昭和 37 年法律第 145 号 \) 第 2 条](#)第 1 号に定める自動車をいう。) もしくは普通自動二輪車 ([道路交通法 \(昭和 35 年法律第 105 号 \) 第 3 条](#)に規定する普通自動二輪車 (側車付きのものを除く。以下同じ。) をいう。) もしくは原動機付自転車 ([道路交通法第 2 条第 1 項](#)第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。以下これらを「二輪車」という。) を所有していることまたは所有する見込みがあること。
- (2) 区民住宅の使用料等を滞納していないこと。
- (3) その他区長が必要と認めること。

本条... 一部改正〔平成 15 年規則 63 号〕

(駐車場の募集)

第 28 条 区長は、駐車場の使用者を募集する。

- 2 駐車場申込者は、駐車場使用申込書 ([第 24 号様式](#)) を区長に提出しなければならない。
- 3 第 1 項の募集の方法は、別に定める。

(駐車場の使用予定者の決定)

第 29 条 区長は、駐車場申込者の数が使用させるべき駐車場の数を超える場合は、公開による抽選により使用予定者を決定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、区長は、次に掲げる事由に該当する者に対しては、同項による抽選によらないで、駐車場の使用予定者として決定することができる。
 - (1) 使用者が一定の等級の障害を有するとき。
 - (2) 同居者に一定の等級の障害を有する者がいるとき。
 - (3) 継続使用の申込みをするとき。

(駐車場の使用手続)

第 30 条 前条の規定により駐車場の使用予定者として決定された者は、遅滞なく駐車場の使用料 1 月分に相当する敷金を納付しなければならない。

- 2 区長は、前項の手続を完了した者に対し、駐車場使用許可書 ([第 25 号様式](#)) により駐車場の使用を許可する。
- 3 駐車場の使用を許可された者は、許可の日から 15 日以内に駐車場の使用を開始しなければならない。

(駐車場の使用料)

第 31 条 駐車場の使用料は、[別表第 6](#)のとおりとする。

- 2 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場の使用料を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い駐車場の使用料を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 近隣の民間駐車場使用料金との均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 駐車場について改良を施したとき。

3 第 27 条から前項までに定めるもののほか、駐車場の使用について必要な事項は、別に定める。

1 項...一部改正〔平成 10 年規則 66 号・15 年 6 号〕

(住宅連絡員の委嘱)

第 32 条 区長は、[条例第 27 条](#)の規定により住宅連絡員を置くときは、当該区民住宅の利用者の中からこれを委嘱する。

(管理の委託)

第 33 条 区長は、[条例第 28 条](#)の規定により、区民住宅の管理事務について、次に掲げる事務の一部を委託することができる。

- (1) 区民住宅の募集に関する事。
- (2) 入居および退去の手續に関する事。
- (3) 区民住宅および共同施設の保全、修繕および改良に関する事。
- (4) 使用者の共同の利便となる施設の整備その他居住環境の整備に関する事。
- (5) 前各号のほか、区長が特に必要と認める事務に関する事。

本条...一部改正〔平成 6 年規則 47 号・7 年 32 号・58 号・9 年 64 号・15 年 6 号〕

(委任)

第 34 条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 ファミーユ西品川の管理開始日において、その利用者となっているものの利用者負担額については、第 12 条の規定を適用せず、特定優良賃貸住宅等供給促進事業補助要領（平成 5 年建設省住建発第 117 号）付則第 2 項第 2 号イ(1)前段の規定に定めるところによる。
- 3 この規則の施行前に品川区借上げ区民住宅の管理および運営に関する規則（平成 4 年品川区規則第 76 号。以下「借上げ住宅規則」という。）の規定によりパレスガルに関して、区長に対して行われた承認申請、手續その他の行為または区長が行った承認、手續その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりパレスガルに関して、区長に対して行われた許可申請、手續その他の行為または区長が行った許可、手續その他の行為とみなす。

本項...一部改正〔平成 7 年規則 32 号〕

- 4 前項の規定による使用者の利用者負担額については、第 12 条の規定を適用せず、借上げ住宅規則および品川区借上げ区民住宅の管理および運営に関する要綱（平成 4 年品川区要綱第 92 号。以下「規則等」という。）の規定によるものとし、規則等は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

- 5 借上げ住宅規則は、廃止する。

本項...一部改正〔平成 7 年規則 32 号〕

6 平成 8 年度以前に管理を開始した区民住宅(ファミリー西品川およびパレスガルを除く。)の使用者の使用者負担額に係る第 12 条第 1 号の規定の適用については、同号中「管理開始日からの満経過年数を指数とする 1.035 のべき乗」とあるのは「管理開始日から平成 9 年度の基準日と同日(以下「計算基準日」という。)までの満経過年数を指数とする 1.05 のべき乗および計算基準日からの満経過年数を指数とする 1.035 のべき乗」と、「4 を指数とする 1.035 のべき乗」とあるのは「管理開始日から計算基準日までの満経過年数を指数とする 1.05 のべき乗、4 から管理開始日から計算基準日までの満経過年数を減じた数を指数とする 1.035 のべき乗」とする。

本項...追加〔平成 10 年規則 66 号〕

7 平成 10 年 4 月 1 日以後に入居したファミリー西品川およびパレスガルの使用者の使用者負担額に係る第 12 条第 1 号の規定の適用については、同号中「1.035」とあるのは「1.05」とする。

本項...追加〔平成 10 年規則 66 号〕

8 平成 10 年 3 月 31 日以前に入居したファミリー西品川およびパレスガルの申込者の入居所得基準に係る第 3 条の規定の適用については、当分の間、同条中「60 万 1,000 円」とあるのは「39 万 7,000 円」とする。

本項...追加「平成 9 年規則 29 号」、一部改正〔平成 9 年規則 64 号〕、本項...一部改正し 8 項に繰下〔平成 10 年規則 66 号〕

9 平成 10 年 3 月 31 日以前に入居したファミリー西品川およびパレスガルの使用者(付則第 2 項および付則第 4 項の規定の適用を受ける者を除く。)の使用者負担額に係る使用者負担額の算定方法については、当分の間、第 12 条の規定を適用せず、次のとおりとする。ただし、使用者負担額は、当該区民住宅の使用料を上回ってはならない。

(1) 当該区民住宅の使用者負担額は、新基準日の前日までにあつては次に定める使用者負担基準額に管理開始日からの満経過年数を指数とする 1.05 のべき乗を乗じて得た額(100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、新基準日以後にあつては新基準日の前日における使用者負担額に管理開始日からの満経過年数から 4 を減じた数を指数とする 1.03 のべき乗を乗じて得た額(100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。ただし、次号から第 5 号までに該当する場合を除く。

名称	使用者負担基準額
ファミリー西品川	85,100 円
パレスガル	86,700 円

(2) 当該区民住宅を引き続き使用している期間が 2 年以上であり、かつ、所得が最近 2 年間引き続き 39 万 7,000 円を超える者(次号から第 5 号までに該当する場合を除く。)の使用者負担額は、前号の規定により算出した使用者負担額に 1.2 を乗じて得た額(100 円未満の端数があ

るときは、これを切り捨てる。次号から第5号までにおいて「第2号の使用者負担額」という。)とする。

- (3) 当該区民住宅を引き続き使用している期間が2年以上であり、かつ、所得が最近2年間引き続き54万4,000円を超える者(次号または第5号に該当する場合を除く。)の使用者負担額は、第2号の使用者負担額に、使用料から第2号の使用者負担額を差し引いた額(次号および第5号において「第2号の助成額」という。)の4分の1を加えて得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。
- (4) 当該区民住宅を引き続き使用している期間が3年以上であり、かつ、所得が最近3年間引き続き54万4,000円を超える者(次号に該当する場合を除く。)の使用者負担額は、第2号の使用者負担額に、第2号の助成額の2分の1を加えて得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。
- (5) 当該区民住宅を引き続き使用している期間が4年以上であり、かつ、所得が最近4年間引き続き54万4,000円を超える者の使用者負担額は、第2号の使用者負担額に、第2号の助成額の4分の3を加えて得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。
- (6) 前各号の規定にかかわらず、当該区民住宅を引き続き使用している期間が5年以上であり、かつ、所得が最近5年間引き続き54万4,000円を超える者については、[条例第10条第1項](#)に規定する助成を行わないものとする。

本項...追加〔平成9年規則29号〕 一部改正〔平成9年規則64号〕 本項...一部改正し9項に繰下〔平成10年規則66号〕

付 則(平成6年4月28日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の品川区立区民住宅条例施行規則の規定は、平成6年4月1日から適用する。

付 則(平成6年9月30日規則第47号)

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

付 則(平成7年3月31日規則第32号)

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の品川区立区民住宅条例施行規則別表第1の規定(ブラウネスハイム倉田に係る使用料に限る。)は、平成7年2月1日から適用する。

付 則(平成7年5月31日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の品川区立区民住宅条例施行規則の規定は、平成7年4月1日から適用する。

付 則(平成7年11月1日規則第58号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の品川区立区民住宅条例施行規則別表第1の規定(カリフル東中延に係る使用料に限る。)は、平成7年7月1日から適用する。

付 則(平成8年3月29日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 8 年 4 月 30 日規則第 46 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の品川区立区民住宅条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成 8 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 適用日前に区民住宅の使用者の公募が開始され、かつ、適用日以後に使用予定者の決定がされることとなる場合における当該区民住宅の使用申込みをした者に係る所得の基準については、新規則第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 新規則別表第 2 の規定は、適用日前に区民住宅の使用を許可された者または適用日前に区民住宅の使用申込みをし、かつ、適用日以後にその使用を許可されることとなる者の、適用日以後最初に到来する当該区民住宅の管理開始日から最初の 1 年を経過した日（以下「基準日」という。）または基準日の翌年以降の基準日と同日（以下これらを「変更日」という。）以後の使用に係る使用者負担額について適用し、変更日前の使用に係る使用者負担額については、なお従前の例による。

付 則（平成 8 年 7 月 12 日規則第 59 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 8 年 10 月 28 日規則第 74 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 9 年 3 月 31 日規則第 29 号）

- 1 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に区民住宅の使用者の公募が開始され、かつ、施行日以後に使用予定者の決定がされることとなる場合における当該区民住宅の使用申込みをした者に係る資格要件については、この規則による改正後の品川区立区民住宅条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 新規則別表第 2 備考の規定は、施行日前に区民住宅の使用を許可された者または施行日前に区民住宅の使用申込みをし、かつ、施行日以後にその使用を許可されることとなる者の、施行日以後最初に到来する当該区民住宅の管理開始日から最初の 1 年を経過した日（以下「基準日」という。）または基準日の翌年以降の基準日と同日（以下これらを「変更日」という。）以後の使用に係る使用者負担額について適用し、変更日前の使用に係る使用者負担額については、なお従前の例による。

付 則（平成 9 年 7 月 14 日規則第 48 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 9 年 10 月 27 日規則第 64 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 10 年 7 月 10 日規則第 66 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の品川区立区民住宅条例施行規則（以下「新規則」という。）第 12 条および付則第 6 項

の規定は、平成 10 年度の管理開始日と同日（以下「切替日」という。）以後の使用に係る使用者負担額について適用し、切替日前の使用に係る使用者負担額については、なお従前の例による。

3 新規則付則第 7 項から第 9 項までの規定は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 11 年 12 月 10 日規則第 60 号）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 4 ファミーユ西品川駐車場の項の改正規定は、平成 12 年 3 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正後の第 3 条第 2 項の規定は、平成 11 年 10 月 7 日から適用する。

付 則（平成 13 年 3 月 30 日規則第 57 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 15 年 2 月 19 日規則第 6 号）

1 この規則は、平成 15 年 2 月 20 日から施行する。

2 この規則による改正後の品川区立区民住宅条例施行規則第 24 条の 2 の規定は、この規則の施行の日以後に管理が開始される区民住宅の使用について適用する。

付 則（平成 15 年 10 月 27 日規則第 63 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 17 年 3 月 31 日規則第 37 号）

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の各規則の様式による用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお当分の間使用することができる。